

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年5月9日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	小澤 輝 彦
同	近藤 満 里
同	小林 治 晴

措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>政務活動費は、議員自らが使途に関して申し合わせた「長野市議会政務活動費運用指針」に従い使用されるものであるが、運用指針に照らし整合しない支出、旅費等の計算誤りがあった。</p> <p>支出内容の審査は確実にいき、適正な精算事務を徹底されたい。</p>	<p>平成 28 年 2 月 15 日に各会派の代表者及び会計責任者に対し、旅費額等の計算誤り及び運用指針に整合しない支出分に係る政務活動費の返還を求め、併せて平成 26 年度政務活動費収支報告書の訂正を求めた。</p> <p>また、改めて政務活動費の使途について、運用指針の遵守と正確な精算事務をお願いした。</p> <p>【措置の経過】</p> <ul style="list-style-type: none">平成 28 年 2 月 15 日 平成 26 年度政務活動費収支報告書（訂正）の提出平成 28 年 2 月 24 日 返還金納付完了 <p>事務局の審査については、提出された収支報告書の関係書類を判例や行政実例、条例、規則、運用指針に基づき行う審査に、新たに 1 名の職員を加え再度審査を行うことで、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（議会事務局）</p>